21—01　ＰＵＤＴ

審判請求書等に添付すべき必要添付書類（委任状など）

１．　審判請求書

審判請求書に添付すべき書面は以下のとおり（法令条文順）

(1) 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものが手続をするとき（特§6、実§2の4、意§68②、商§77②）

審判請求書に代表者又は管理人の氏名を表示する必要があるが、手続の簡素化に伴い、代表者又は管理人の資格を証明する書面は、原則として求めない。

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人などが手続をするとき

法定代理権を証明する書面、後見監督人の同意書、保佐人の同意書（特§7、特施規§6、実§2の5②、実施規§23①、意§68②、意施規§19①、商§77②、商施規§22①）。

(3) 委任による代理人が手続をするとき

代理権を証明する書面（委任状は、原本（書面）だけでなく、その写しについても許容される。）（特§8、§9、特施規§4の3①、実§2の5②、実施規§23①、意§68②、意施規§19①、商§77②、商施規§22①）。

(4) ２人以上が共同して手続をする場合であって、その代表者を選定したときは当該事実を証明する書面（特§14、特施規§8、実§2の5②、実施規§23①、意§68②、意施規§19①、商§77②、商施規§22①）。

(5) 特許を受ける権利の承継人が手続をするとき

名義変更届に権利の移転を証明する書面、共有に係るときは他の共有者の同意書（特§33、§34④及び⑤、特施規§5、§12、意§15②、意施規§19①、商§13②、商施規§22①）。

(6) 訂正審判を請求するとき（注）

ア 専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾書（特§127、特施規§6）。

イ 訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面（特§131④）

（注） 無効審判及び特許異議の申立ての手続中で行われる訂正請求についても同様に、これらの書類の添付が必要である。

(7) 委任状、国籍証明書その他の書面であって外国語で書いてあるときその翻訳文（特施規§2、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

(8) 相手方に送付するため及び審理用に必要な数の請求書の副本（特施規§4、§50の4、実施規§23①⑩、意施規§19①⑧、商施規§22①⑥）

(9) 証拠説明書（特施規§50③、実施規§23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑥）

（文書の記載から、文書の標目、作成者及び立証趣旨が明らかな場合を除く。）

2． 特許（商標登録）異議申立書

特許（商標登録）異議申立書についても審判請求書に準ずる（→66―03、67―03）。

（改訂 R5.12）